

静岡大学教育学部附属静岡中学校 危機管理計画

A 危機管理の基本的な考え方

1 危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、生徒や教職員等の生命や心身等の安全を確保することであるため、以下の点に組織的の取り組むことが重要である。

- (1) 危険をいち早く発見し、事件・事故の発生を未然に防ぐこと
- (2) 事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること
- (3) 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること

2 生徒指導に関わる危機管理の主な内容

- (1) 生徒の問題行動等の予測による未然防止
- (2) 生徒の問題行動等への対応
- (3) 生徒の問題行動等の再発防止

3 問題行動等の発生に備えた取組等

- (1) 全教職員の危機管理意識の高揚
 - ・平常時から、教職員の危機管理意識を醸成する。
 - ・日頃から、生徒の小さな変化を見逃さない姿勢をもつ。
- (2) 全教職員によるマニュアル等の共通理解の徹底
 - ・問題行動等の発生時における円滑な対応のあり方を、常日頃から確認しておく。
 - ・生徒の実態や生徒指導の状況等に応じて、随時内容、手順を検討し、見直しを図る。
- (3) 情報の収集と有効活用
 - ・常日頃から、生徒一人一人の理解に努め、職員間で共有する。
 - ・定期的にアンケートを実施し、生徒の不安や悩みに関する情報の収集に努める。
 - ・多方面から収集した客観的な情報をもとに、的確なアセスメントに基づいた対応を行う。
- (4) 生徒及び保護者との信頼関係の構築
 - ・日常の教育活動を通して、信頼関係を構築する。
 - ・教育相談や三者面談の機会を利用し、家庭と適切に情報共有を図るとともに、学校と家庭が協力して生徒を育む意識を醸成する。
- (5) 指導記録の整理と蓄積
 - ・問題行動等の未然防止及び発生時の適時・適切な対応を図るため、指導記録を時系列で記録するとともに、蓄積した記録を整理し、分析を行う。

4 問題行動等への対応

- (1) 迅速かつ丁寧な初期対応
 - ・初期対応が以後の展開を大きく左右することから、迅速かつ丁寧に対応する。
 - ・複数の教職員または学年部で対応する。
- (2) 指揮系統の明確化
 - ・管理職がリーダーシップをとり、明確な対応方針を示す。
 - ・「報告・連絡・相談」の徹底を図る。
- (3) 役割分担の明確化
 - ・全教職員により、組織的に対応する。
 - ・小委員会等、校内における対策会議の活用を図る。
 - ◆校務委員会（校長、教頭、指導部長、教務部長、研修部長、各学年主任）
 - ◆生徒支援部会（校長、教頭、指導部長、教務部長、研修部長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

◆臨時学年部会（校長、教頭、指導部長、学年主任、学年部職員）

(4) 客観的な情報に基づく対応

- ・憶測による対応を避け、客観的な情報をもとに多角的な視点から分析し、対応する。

B 生徒の問題行動等への対応の流れ

1 発生直後の対応

(1) 初期対応

- ・情報を得た職員は、近くの職員に応援を依頼し、複数で対応する。
- ・生徒等の安全を確保する。
- ・担当学年部（学年主任、学級担任等）に連絡する。
- ・管理職に第一報を入れる。

(2) 情報収集

- ・事案に関する正確な情報を収集する。
- ・情報を集約し、管理職に報告する。

2 対応方針の検討・決定

(1) 緊急対策会議の開催（校長、教頭、指導部長、学年主任、学級担任、養護教諭等）

- ・情報の整理、分析を的確に行う。
- ・具体的な対応方針、内容を決定する。
- ・具体的な対応を実施するチーム編成（役割分担）を行う。
- ・外部専門家や関係機関との連携について検討する。

(2) 緊急職員会議の開催

- ・全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

(1) 生徒への指導・支援

- ・対応方針に基づき、関係生徒（必要に応じて全生徒）への指導、支援を実施する。

(2) 保護者等への支援・助言

- ・保護者に対して、事態の状況及び学校の対応方針等について、誠意をもって説明する。その際、学校と保護者の考え方が一致しているかを確認する。
- ・必要に応じて、父母と教師の会会議または総会等の正式な場で説明する。

(3) 関係機関等との連携

- ・静岡大学に事実を正確に報告する。
- ・外部からの問合せ等への対応に備える。
- ・必要に応じて、警察、児童相談所等関係機関と連携する。

(4) 組織的な対応

- ・校内指導体制が機能しているか、その都度確認する。
- ・事態の収束に向けて、適切な対応を継続する。
- ・収束後においても、定期的に状況を把握する。
- ・必要に応じて、保護者等に学校の対応状況を適時報告する。

4 再発防止に向けた取組

(1) 対応結果等の検証

- ・事例検討会等を通じて、学校の対応等を検証する。

(2) 再発防止策の策定等

- ・再発防止策を策定し、教育活動の改善を図る。
- ・学校生活における生徒の変化の有無等を確認する。